

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第19号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第8項中「, 事務員」を削る。

別表第2京都市立洛陽工業高等学校の項中「8月31日」を「8月27日」に, 「9月1日」を「8月28日」に改め, 同表京都市立伏見工業高等学校の項を次のように改める。

|                  |     |  |
|------------------|-----|--|
| 京都市立伏見工業<br>高等学校 | 全日制 | 第1学期 4月1日から8月27日まで<br>第2学期 8月28日から12月31日まで<br>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで |
|                  | 定時制 | 前期 4月1日から10月6日まで<br>後期 10月7日から翌年3月31日まで                            |

附 則

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)